
個人情報保護規程

特定医療法人 弘友会

目次

第1章 総 則.....	2
第2章 個人情報の利用目的の特定等.....	3
第3章 個人情報の取得の制限等.....	3
第4章 個人データの適正管理.....	4
第5章 個人データの第三者提供.....	4
第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止.....	5
第7章 組織及び体制.....	6

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることから、特定医療法人 弘友会（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、当法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。ただし、特定個人情報取扱規程に定める個人情報は含まないものとする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データとは、当法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人とは、個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者とは、当法人の指揮命令を受けて当法人の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化とは、個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(当法人の責務)

第3条 当法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努め、適切に取り扱わなければならない。

- 2 個人情報の取り扱いに従事する法人の職員又は職員であった者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前項の規定は、法人から個人情報の取り扱いの委託を受けた者が委託した業務に従事している者又は従事していた者について準用する。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

- 第4条 当法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するものとする。
- 2 当法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
 - 3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、書面(様式1)により本人に通知し、または公表するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

- 第5条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 3 当法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

- 第6条 当法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 当法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
 - 3 当法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

- 4 当法人は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨および当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 当法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

- 2 当法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第8条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 当法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 当法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 当法人の個人データは原則として施設外へ持ち出してはならない。ただし、業務上やむを得ず持ち出す場合は、施設長の許可を得るとともに盗難、紛失等に十分注意し、返却後は施設長の確認を受けなければならない。
 - 5 当法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄または削除するものとする。
 - 6 当法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を当法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第9条 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三

者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(4) 受診、入院等による治療・療養のために必要な個人データを提供する場合。

(5) 災害時等の避難にあたり避難先施設等にケアのために必要な個人データを提供する場合。

3 当法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第10条 当法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面（様式2）により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 当法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(3) 他の法令に違反することとなる場合。

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。記録されたデータのコピーを交付する場合は、実費等を徴収することができる。

3 保有個人データの開示または不開示の決定の通知は、本人に対し書面（様式3又は様式4）

により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第11条 当法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面（様式5）により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し、書面（様式6又は様式7）により通知するものとする。

2 当法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第12条 当法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、当法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、施設長とする。

3 施設長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 施設長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは改善を行うものとする。

5 施設長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(個人情報保護委員会)

第13条 個人情報の管理及び取扱いを適切に推進するため、個人情報保護委員会を設置する。

2 個人情報保護委員会は、原則として月1回開催するものとする。

(苦情対応)

第14条 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については、個人情報保護委員会又は苦情処理委員会において、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、施設長とする。

3 施設長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第15条 当法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、または不当な目的に利用してはならない。

2 当法人の従業者または従業者であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令等を遵守するよう努めるものとする。

3 当法人の職員は、この義務の遵守を書面（様式8）によって誓約しなければならない。

(情報漏えいに対する対応)

第16条 情報漏えい等に関する報告を受けた場合は、理事長及び事務取扱責任者に報告を行うのと同時に、事実関係の調査と原因究明を行わなければならない。

- 2 前項において影響を受ける可能性のある者には本人に連絡を行う。
- 3 必要に応じて個人情報保護委員会および主務大臣に報告を行う。
- 4 再発防止策の検討をおこない、速やかに決定する。
- 5 必要に応じて事実関係および再発防止策等の公表を行うこととする。

附 則

- 1 この規程は「個人情報の保護に関する規定」として平成17年4月1日に施行する。
- 2 平成26年4月1日 一部改正施行
- 3 平成27年11月1日「個人情報保護規程」に名称変更し、一部改正施行
- 4 平成29年4月1日から改正施行する。